

文京区自転車活用推進計画の策定について

1. 概要

自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項により、区における自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国及び都の自転車活用推進計画を勘案して文京区自転車活用推進計画を策定する。あわせて、安全で快適な自転車通行空間の整備を目的とした自転車ネットワーク計画を策定する。

2. 策定内容（案）

- (1) 計画の目的・区域・期間、計画の位置付け
- (2) 現状及び課題、計画の目標
- (3) 実施すべき施策、実施スケジュール
- (4) 計画の推進体制、計画のフォローアップ及び見直し方法

3. 検討組織

文京区自転車活用推進計画等策定協議会

委員 学識経験者 2名 道路管理者 3名 交通管理者 4名
地域団体推薦 3名 関係事業者 4名 公募区民 4名

幹事 企画政策部長、土木部長、企画政策部企画課長、区民部区民課長、
アカデミー推進部アカデミー推進課長、都市計画部都市計画課長、
資源環境部環境政策課長、教育推進部教育総務課長

4. スケジュール（案）

令和3年5月28日	第一回協議会
6月	議会報告（計画策定について）
8月	第二回協議会
10月	第三回協議会
11月	議会報告（計画素案について）
12月	パブリックコメント
令和4年1月	第四回協議会
2月	議会報告（計画案について）
3月	計画策定